

地籍測量業務特記仕様書

(C・F I・F II・G・H工程)

(総則)

第 1 条 この仕様書は、日高川町地籍調査事業測量業務に適用する。また、本仕様書に規定されていない事項については、「地籍調査作業規程準則及び運用基準」、「地籍図の様式を定める省令」及び「業務委託契約書」によるものとする。

(作業区域等)

第 2 条 作業区域及び計画区コードは、別紙のとおりである。

(監督員)

第 3 条 本業務の監督員は、日高川町が定める建設課地籍調査室職員（別紙）とする。

(業務内容)

第 4 条 地籍調査の工程及び作業内容は、次のとおりとする。

地籍調査の工程	作業内容
地籍図根三角測量（C工程）	作業の準備 選点 標識の設置 観測及び測定 計算 点検測量 取りまとめ 検査
細部図根測量（F I工程）	作業の準備 選点及び標識の設置 観測及び測定 計算 点検測量 取りまとめ 検査

一筆地測量（FⅡ工程）	（FⅡ－1工程） 一筆地測量の準備 観測及び測定 計算及び筆界点の点検 検査
	（FⅡ－2工程） 作業の準備 地籍図原図の仮作成 地籍図原図の作成 検査
地積測定（G工程）	作業の準備 地積測定、計算及び点検 取りまとめ 検査
地籍図及び地籍簿の作成（H工程）	地籍調査票の整理 地籍図原図の整理 地籍簿案の作成 検査 閲覧 誤り等訂正 数値情報化 認証申請関係書類の整理 検査

（作業の順序）

第 5 条 本業務は地籍図根多角測量（D工程）を省略し細部図根測量（FⅠ工程）を実施するため、地籍図根三角測量（C工程）及び細部図根測量（FⅠ工程）と一筆地調査（E工程）を併行して行うこととする。

（地籍図根三角測量）

第 6 条 作業は、次の各号に定める内容を考慮の上実施するものとし、平均図については監督員の承諾を得るものとする。

- （1） 調査区域が、与点等の最外周を直線で結んだ外側40度以下になるように努めることを標準とする。又、アスファルト舗装上への選点は原則として避けるものとする。
- （2） 地籍図根三角点は、後続の測量を行うのに便利であり、かつ、標識の保存が確実である位置に選定するものとする。
- （3） 地籍図根三角点は、地籍図根三角測量を行う区域に平均的に配置するように選定するものとする。
- （4） GNS S測量機もしくはトータルステーションを用いるものとする。
- （5） 標石は、角柱（10cm×10cm×70cm）又はこれと同等以上のものとする。（プラスチックの場合は、9cm×9cm×70cmも可）材質は、プラスチック（難燃性でありJIS規格のものを標準とする）鉄線入りコンクリート又は石とし、空洞のものは除く。直径3mm以下の中心標示とする。ただし、埋石不可能な場所は金属標（Φ75×90mm）とし、この場合は監督員の承諾を得ること。

- (6) 使用する機械のプログラムについては、監督員の承認を得なければならない。
- (7) 観測の方法等については、作業規程に基づき実施するものとする。
- (8) 電子基準点のみを与点とするGNSS法に必要な与点は、作業地域に最も近い電子基準点3点以上とする。地形の状況等により単路線を形成する場合に必要な与点の数は2点とする。
- (9) 与点から他の与点まで、与点から交点まで又は交点から他の交点までを結ぶ路線の長さは以下のとおりとする。
 - ・TS法による場合は2.0キロメートル以下を標準とする。ただし、単路線にあつては3.0キロメートル以下を標準とする。
 - ・GNSS法による場合は、5.0キロメートル以下を標準とする。ただし電子基準点のみを与点とする場合は、この限りではない。
- (10) 同一の多角路線に属する新点間の距離は、なるべく等しく、かつ、150メートル以下はなるべく避け、著しい見通し障害によりやむを得ない場合にあつても100メートル以上とする。なお、GNSS法による場合の新点間の距離は、作業規程準則運用基準別表第1に定めるところによるものとする。
- (11) 同一の多角路線に属する新点の数は、8点以下とする。ただし、単路線にあつては9点以下とする。
- (12) 当該作業地域の新点全てを電子基準点のみを与点とするGNSS法で設置するとともに周辺の地籍図根三角点等との整合を確認する場合には、点検のための観測を1点以上の既設点において行い、観測図に含めるものとする。
- (13) 電子基準点のみを与点とするGNSS法においては、セミ・ダイナミック補正を行うものとする。
- (14) 電子基準点のみを与点とするGNSS法における多角網は、与点から最も近い新点を交点とする多角路線で構成するものとする。

(細部図根測量及び一筆地測量)

第7条 細部図根測量及び一筆地測量の工程とし、以下次の各号を考慮の上作業するものとする。

- (1) 細部図根測量は、多角測量法を原則とするが、見通し障害等によりやむを得ない場合には、トータルステーションを用いた放射法によることができる。
- (2) 細部図根測量の結果に基づき細部図根点配置図を作成する。
- (3) 観測の方法等については、作業規程に基づき実施するものとする。
- (4) 一筆地測量は、細部図根点等の点を基準とし、放射法・多角測量法・交点計算法及び単点観測法により実施するものとする。

(地籍図一覧及び地籍図原図の作成)

第8条 地籍図の様式を定める省令を遵守し、作成する原図の規格に適合した自動製図機（プリンタ等）を用い#300以上のポリエステルベースにて作成し熱処理を施すものとする。

(地積測定)

第9条 地積測定は、現地座標法により行うものとし、地積測定の結果は地積測定成果簿にとりまとめるものとする。

(地籍簿案の作成)

第10条 地籍調査票、調査図、原図及び地積測定成果簿に基づいて、地籍簿の様式を定める省令を遵守し作成するものとする。

(地籍図の複製)

第11条 地籍図の複製については、地籍図と同一縮尺であり、ひずみがなく、かつ鮮明であること。又、十分な耐久性が保証されていること。ポリエステルベースにて各2部作成するものとする。

(検査)

第12条 工程管理及び検査は、地籍調査事業工程管理及び検査規程等により実施するものとし、完了時にその成果品を提出するものとする。

受託者は作業を実施するにあたり、原則として毎月末に業務の進捗状況を監督員に報告するものとする。

業務実施中に受託者は監督員から資料の提出を求められた場合は、期日までに提出しなければならない。

(過失又は粗漏)

第13条 作業終了後に発注者の検査において、受託者の過失又は粗漏に起因する誤りが生じた場合は、速やかに再測・補測等を受託者の負担において実施するものとする。

(成果品)

第14条 本作業で納入する成果は、次のとおりとする。

単位作業	記録及び成果
各単位作業共通	① 工程表 ② 地籍測量総括表 ③ 検査成績表 ④ 作業従事者名簿 ⑤ その他、測量工程上必要な資料
地籍図根三角測量	① 基準点等成果簿写 ② 地籍図根三角點選点手簿 ③ 地籍図根三角點選点図 ④ 地籍図根三角測量観測計算諸簿 ⑤ 地籍図根三角点網図 ⑥ 地籍図根三角点成果簿 ⑦ 精度管理表 ⑧ 測量標の設置状況写真（電磁的記録）

細部図根測量 一筆地測量	① 細部図根点選点図 ② 細部図根測量観測計算諸簿 ③ 細部図根点配置図 ④ 細部図根点成果簿 ⑤ 一筆地測量観測計算諸簿 ⑥ 筆界点番号図 ⑦ 筆界点成果簿（番号図区域ごとにまとめる） ⑧ 精度管理表 ⑨ 地籍図一覧図 ⑩ 原図 ⑪ 地籍明細図（必要な場合）
地積測定	① 地積測定観測計算諸簿 ② 地積測定成果簿 ③ 筆界点座標値等の電磁的記録 ④ 精度管理表
地籍図写 地籍調査成果電子納 品要領に定めるもの	① 地籍図複製図 ① 電子記録媒体（CD-R）に格納

（成果の電磁的記録）

第15条 受託者は、成果品とする電子媒体のウイルスチェックを行うこと。

成果品の電磁的記録に関して、電子媒体に次の項目をラベルとして表示するものとする。

- ① 業務名称及び記録内容
- ② 作成年月日
- ③ 発注者名
- ④ 何枚目/総枚数
- ⑤ ウイルスチェックに関する情報

（ウイルス対策ソフト名/ウイルス定義年月日/チェック年月日）

なお、地籍調査成果電子納品要領に定める電磁的データ内容については、監督員と協議を行うものとする。

（その他）

第16条 前項以外で本業務においては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- ① 本業務の円滑な推進をはかるため、各工程について監督員と緊密な連絡を取ること。
- ② 本業務に従事する主任技術者は、対象測量業務に十分な経験を有するものでなければならない。（履歴書の提出）また、打合せと業務完了を確認するための検査に必ず立会しなければならない。
- ③ 受託者は、検査の実施後であっても、修正箇所が生じたときは速やかにこれを修正しなければならない。
- ④ 受託者は、本業務の実施にあたり発注者が貸与する地籍調査業務従事者証を常時携帯し、関係人の請求があればこれを呈示すること。
- ⑤ 監督員の許可なく立木等を傷つけ地権者に被害を与えた場合には、受託者が補償するものとする。
- ⑥ 本業務の実施にあたり疑義を生じた場合には、監督員と協議するものとする。